

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、社会の構造変化が急速に進展する中で、戦略的且つスピーディな経営を実現し、競争力を維持・強化するために、迅速な経営の意思決定機能と業務執行体制を築くとともに、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの拡充、タイムリー且つ正確な情報開示の推進、リスクマネジメントの強化等により、経営の健全性・透明性を確保することであり、事業活動を通じて継続的に企業価値を向上し、ステークホルダーの皆様の期待に応えるためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営の最重要課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉成 夏子	1,100,000	20.87
岡本 吉起	300,000	5.69
高野 健一	236,100	4.47
五味 大輔	210,000	3.98
株式会社KeyHolder	168,000	3.18
株式会社フォーサイド	144,000	2.73
ジャパンポケット株式会社	108,200	2.05
楽天証券株式会社	99,600	1.88
株式会社SBI証券	79,000	1.49
野中 俊宏	75,000	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
-----------------	-----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	5月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
-------------------------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 祐希	他の会社の出身者								○			
蒲 俊郎	他の会社の出身者											○
佐藤 桂	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 祐希			株式会社AKSの社長室における業務を兼務しております。 当社は上記の会社からソフトウェア開発の業務を受託しております。	エンターテインメント企業においてイベント事業の責任者として、各種イベントの企画・運営・管理業務を統括しており、イベント事業の豊富な経験と幅広い見識を有しております。 このような経験及び実績は、当社の取締役会の意思決定に資するとともに、今後当社が新規事業を推進していくにあたり、当社の企業価値向上に貢献いただけたらと考えているため、社外取締役として適任であり、選任しております。

蒲 俊郎	○	○	城山タワー法律事務所の代表弁護士及び学校法人桐蔭学園の理事、一般財団法人東京都営交通協会の理事、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の社外監査役、株式会社ティーガイアの社外監査役、株式会社ピアラの社外監査役、株式会社J.Scoreの社外監査役を兼務しております。なお、当社は上記の事務所及び会社との間には特別な関係はありません。	株式公開会社の社外監査役に相応しい、識見能力を備えているため選任しております。 <独立役員の指定理由> 当社との間に利害関係は有せず、独立役員として、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を備えていることから、適任と判断いたしました。
佐藤 桂	○	○	佐藤桂事務所の代表及び株式会社SBI証券の社外監査役、株式会社デファクトスタンダードの社外取締役、gooddaysホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は上記の事務所及び会社との間には特別な関係はありません。	株式公開会社の社外監査役に相応しい、識見能力を備えているため選任しております。 <独立役員の指定理由> 当社との間に利害関係は有せず、独立役員として、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を備えていることから、適任と判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

なし

現在の体制を採用している理由

更新

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。合わせて社長直轄の内部監査室を設置し、経営に対する監督の強化を図るとともに、執行役員制度を導入して、経営の効率化・迅速化を図っております。

当社の取締役会は、9名の取締役（取締役6名、うち監査等委員である取締役3名、社外取締役3名）で構成され、経営事項を判断・決定する場合と、原則として毎月一回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に講じております。

当社の監査等委員会につきましては、監査等委員である取締役3名で構成されております。このうち、社外取締役は2名であり、公正・客観的な立場から取締役の業務執行状況の監査を行っております。

当社は、事業運営の管理・実績報告の場として、取締役参加のもと経営会議を毎週開催し、決定した経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、取締役、部長、マネージャー参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図っております。これらの有機的な連動により最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

会計監査人につきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。また、法的な問題につきましては、顧問契約を結んでいる法律事務所より必要に応じ法律問題全般について助言と指導を受けております。

以上の経営執行の体制に、監査等委員である取締役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、当体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

①内部監査及び監査等委員会監査の状況

a.内部監査

内部監査につきましては、内部監査室長1名と内部監査室長補佐1名が担当しており、社内諸規程等に定められた各種ルールの遵守状況を中心に定期的な確認を行っております。

b.監査等委員会監査等

監査等委員会監査につきましては、監査等委員が原則として毎月開催される取締役会及び重要な会議に出席しており、経営の監査を実施しております。監査等委員会は3名（うち社外取締役2名）で構成しており、毎月1回開催しております。また、監査等委員会において立案した監査計画により、取締役の業績に対する適法性の監査も実施しております。

なお、監査等委員の蒲俊郎氏は弁護士の資格を有し、当社と関係の深い業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しております。また、監査等委員の佐藤桂氏は公認会計士の資格を有し、上場企業の社外取締役や社外監査役を兼任しており、企業活動に関する豊富な見識を

有しております。

c.内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門の関係
監査等委員会は会計監査人及び内部監査部門と積極的に意見及び情報交換を行うことにより緊密な連携を図っております。また、当社では内部監査部門と内部統制部門は連携しており、監査等委員会及び会計監査人と内部監査部門が都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について、把握できるような関係にあります。当社では会計監査人の定期監査を通じて、事前に監査の重点方針等を決め、事後にはその監査結果について意見交換に努めております。

②会計監査の状況

a.監査法人の名称
EY新日本有限責任監査法人

b.業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 阪中 修
指定有限責任社員 業務執行社員 林 一樹
継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

c.監査業務に係る補助者の構成
公認会計士4名、その他8名

d.監査法人の選任方針と理由
当社監査役会が、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選定した理由は、当社監査役会の監査法人選定基準に照らし、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

2017年7月31日に第16回新株予約権の行使期限が到来し、ストックオプションは消滅いたしました。今後も役員及び従業員の意欲向上のためにインセンティブを付与する方針であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役役に払った報酬の額 (2018年6月1日～2019年5月31日) 68,450千円／8名 (うち社外取締役 2名 3,600千円)
監査役に払った報酬の額 (2018年6月1日～2019年5月31日) 10,200千円／3名 (うち社外監査役 2名 6,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員報酬が客観的に適正な水準にあり、公明かつ合理的なプロセスを経て決定されることがコーポレート・ガバナンス上極めて重要であるとの考えのもと、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を考慮するなど客観的かつ合理的な視点も加味した上で、具体的な報酬額を全取締役と協議し決定しております。また、報酬の算定方法についても全取締役との協議により決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年8月27日であり、決議の内容は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額を、年額100百万円以内（定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名以内であり、本有価証券報告書提出日現在は6名）とし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決定いたしました。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額30百万円以内（監査等委員である取締役の員数は5名以内であり、本有価証券報告書提出日現在は3名）とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることと決定いたしました。

基本報酬は、各役員の役位・職責に応じて、当社の従業員給与水準及び同業又は同規模の他企業における支給水準を参考として支給額を決定しております。業績連動報酬については取締役会にて決定することとしております。また、取締役会での決定に当たっては、事前に監査等委員会との協議を経ることとしており、客観性・透明性を確保しております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定します。各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

[社外取締役のサポート体制] 更新

取締役及び使用人は、社外取締役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 当社は、経営事項を判断・決定する場として、取締役会を原則として毎月一回開催しています。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行います。

(2) 当社は、経営戦略を企画・調整する場として、当社取締役、部長、マネージャー参加のもと経営会議を毎週開催しております。そして、当該経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、当社取締役、及び部長参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図ります。当社では、これらの有機的な連動による最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

(3) 当社は、監査等委員会設置会社であります。各監査等委員である取締役は取締役会に出席しており、経営の監査を実施しております。また、監査等委員会において立案した監査計画により、取締役の業績に対する適法性の監査も実施しております。

(4) 当社は、顧問契約を結んでいる法律事務所より必要に応じ法律問題全般について助言と指導を受けております。

(5) 当社は、会計監査についてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在、当社の取締役会は社内取締役6名、社外取締役3名で構成されており、当社の経営規模においては、経営判断の迅速化のために、現体制は適切であると考えております。また、当社と利害関係のない2名の監査等委員である社外取締役を含む監査等委員である取締役全員が取締役会に出席しており、経営判断の客観性及び中立性が確保されているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の定時株主総会は株主総会の集中期ではない毎年8月下旬に貸しております。また、開催時刻を午前11時と遅めに設定することで、一般株主の来場に便宜を図っております。
その他	株主総会において、映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、活性化のための取り組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算時にアナリスト向け決算説明会を開催しており、必要に応じて四半期決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR資料URL: http://www.cave.co.jp/ir/index.php	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に専任の担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対して、当社への理解促進と適正な評価のために有効な情報についても積極的に開示を行うことを方針としており、当社ホームページ上にディスクロージャーポリシーとして開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、各部門の業務執行、コンプライアンスの監視、リスクチェック等、総合的に内部統制全般の更なるシステム強化に取り組んでおります。

a. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、当社の取締役と全使用人が一体となってその徹底を図ります。

(イ) 当社取締役会は、当社のコンプライアンス体制を決定し、当社経営企画本部において当該体制の整備およびその維持、向上を図ります。

(ウ) 当社内部監査部門は、当社のコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を当社取締役会に報告します。

(エ) 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め全社で毅然とした態度で臨むものとし、一切の関係を遮断します。

b. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 当社取締役は、文書、資料その他その職務の執行に係る情報については、各種法令および当社文書管理規程に従い、適切に保存し、管理します。

(イ) 当社文書管理規程の改廃は当社取締役会の承認を得るものとします。

c. 当社損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 当社取締役会はリスク管理を統括し、リスク管理システムの構築を行います。

(イ) 横断的リスク状況の監視及び対応は経営企画本部が実施し、当社各部のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を当社取締役会に報告します。

(ウ) 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合、当社取締役会において直ちに特別対策室を設け、当社取締役の中から対策責任者を任命します。特別対策室では当社取締役会との連携を図りつつ当該事態への対応を実施するとともに、その状況について適宜当社取締役会に報告します。

d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社は、経営事項を判断・決定する場として、取締役会を原則として毎月一回開催しています。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行います。

(イ) 当社は、経営戦略を企画・調整する場として、当社取締役、部長参加のもと経営会議を毎週開催しております。そして、当該経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、当社取締役、及び部長参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図ります。

e. 当社における業務の適正を確保するためのその他の体制

(ア) 当社経営企画本部を全社の内部統制を統括する部署とし、当社各部門と密接な連携を図り、また必要に応じてコンプライアンス等に関する指導・支援を行い、適切な内部統制システムの確保を図ります。

(イ) 当社内部監査部門は内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会に報告します。

f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人（補助使用人）を配置します。補助使用人は、他職務を兼務し、または専属的に監査等委員会の職務を補助するものとします。

g. 補助使用人の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 補助使用人の人事異動および考課は、監査等委員会の意見を尊重したうえで決定します。

(イ) 監査等委員会は、補助使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、補助使用人はその命令に関して、監査等委員でない取締役及び内部監査部門の指示を受けないものとします。

h. 監査等委員でない取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(ア) 監査等委員でない取締役及び使用人は、当社監査等委員会規程及び内部通報規程に従い、監査等委員会の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

(イ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、当社内部通報規程に基づき通報者の保護を行っております。

i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもっております。

(イ) 監査等委員でない取締役は、監査等委員会の求めに応じて、弁護士、公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる環境を整備しております。

(ウ) 監査等委員会が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還を請求したとき、その他費用または債務の処理を請求したときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにそれらを処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むものとし、一切の関係を遮断します。また、当社は、反社会的勢力に対しては取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図り対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
